

住まいの「未来のこと」を考える

無料

多可町 弁護士による 空き家相談会

空き家の管理や相続の悩み、今からできる対策を一緒に考えましょう。

相続したけれど
登記の手続きは
どうすればいいの？

この家が
空き家になったら
子どもたちは
管理してくれる？

空き家を
売りたい、貸したい
けれど・・・



空き家管理で
気を付けることは
ありますか？

空き家の維持管理や有効活用、売却、さらには相続の問題など、どう進めればいいのかお困りではありませんか？空き家相談会では、専門家が、一緒に解決策を見つけるお手伝いをいたします。

【相談は無料です】【事前の予約が必要です】【1組 30 分まで】

令和 6 年

10月16日(水)

11月15日(金)

12月18日(水)

① 13:00～13:30

② 13:30～14:00

③ 14:00～14:30

④ 14:30～15:00

⑤ 15:00～15:30

⑥ 15:30～16:00

【会 場】

多可町役場 1 階

101 相談室

〒679-1192

多可町中区中村町 123

Tel 0795-32-2380(代表)

ご希望の日にと時間をお選びください。



【申込方法】

- ①インターネットからの申込み
左のQRのホームページから、
申込フォームへお進みください。
- ②電話・メール・ファックス
裏面の申込内容を右記までお申
込みください。

【申込み・問い合わせ先】

多可町役場 定住推進課
〒679-1192
兵庫県多可郡多可町中区中村町 123
電 話 0795-32-4776
ファックス 0795-30-2046
メール teiryu@town.taka.lg.jp

主催／多可町

協力／兵庫県弁護士会

多可町空き家相談会申込書

①申込者	氏名						
	家の	☐ 所有者 ☐ 相続人 ☐ 相続人代表 ☐ その他（ ）					
	連絡先	住所 〒 — 電話番号（ ） —					
②対象の家	多可町 中区・加美区・八千代区 番地						
③相談内容	☐ 維持管理 ☐ 貸したい ☐ 売りたい ☐ 活用したい ☐ 相続のこと ☐ その他（ ）						
④当日持参	☐ 建物図面 ☐ 登記事項証明書（ ☐ 土地 ☐ 建物） ☐ 公図 ☐ 固定資産税資料 ☐ 戸籍関係 ☐ 建築確認資料 ☐ その他（ ）						
⑤希望日時 希望の時間を 丸で囲んでく ださい	第1希望			第2希望			
	10/16	11/15	12/18	10/16	11/15	12/18	
	13:00	13:00	13:00	13:00	13:00	13:00	
	13:30	13:30	13:30	13:30	13:30	13:30	
	14:00	14:00	14:00	14:00	14:00	14:00	
	14:30	14:30	14:30	14:30	14:30	14:30	
	15:00	15:00	15:00	15:00	15:00	15:00	
	15:30	15:30	15:30	15:30	15:30	15:30	

(注意) 申し込み状況により、ご希望に添えない場合がございます。
あらかじめご了承ください。

●送付先 多可町役場 定住推進課
電話 0795-32-4776
FAX 0795-30-2046
Mail teijyu@town.taka.lg.jp